

魅力がいっぱい もおかの企業を紹介します

市では、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進しています。男女共同参画推進などに取り組み、表彰を受けた事業所を市ホームページで紹介していますので、その一部を紹介します。

(株) 阿久津土建（建設業） 長田



★企業より
働きやすい環境づくり
と、女性の活躍推進に
取り組んでいます！

【主な取り組み】

- ・年次有給休暇取得の奨励
- ・出産や介護等についての相談体制の整備
- ・中高校生のインターンシップ等の受け入れ

【認定・表彰歴】

- ・男女生き生き企業認定（R2.10）
- ・いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言（R2.9）
- ・とちぎ健康経営事務所認定（R3.7） など

(有) 大森組（建設業） 青田



★企業より
安心して安全に働ける
ような職場環境を
目指しています！

【主な取り組み】

- ・ノー残業デーの設定
- ・年次有給休暇取得の奨励
- ・高校生のインターンシップ受け入れ

【認定・表彰歴】

- ・男女生き生き企業認定（R2.9）
- ・いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言（H27～）
- ・とちぎ健康経営事務所認定（R3.7）

(株) 日立金属アドバンストマシニング（輸送用機械器具製造業） 鬼怒ヶ丘

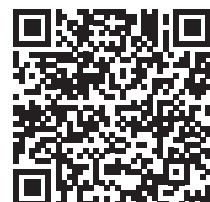


- 【主な取り組み】
- ・定期健診受診率 100%
 - ・運動機会の増進
 - ・年次有給休暇取得の奨励

- 【認定・表彰歴】
- ・健康経営優良法人（R2.11）

★企業より
健康で安全に働ける職場環境づくり
に日々取り組んでいます！

詳しくは市 HP を
ご覧ください



市 HP 「もおかの
企業を紹介します」

※加入している医療保険者
によって問い合わせ先等
が異なります

各種表彰制度

◆男女生き生き企業認定【栃木県】

女性活躍の推進や働き方見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業等を認定

☎ 栃木県人権・青少年男女参画課
Tel 028-623-3074

◆いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言【栃木県】

☎ 宇都宮労政事務所 Tel 028-626-3053

☎ 商工観光課商工業係 Tel 83-8134

◆とちぎ健康経営事務所認定制度

☎ 協会けんぽ栃木支部 企画総務グループ
Tel 028-616-1692
・健康保険組合連合会 栃木連合会 Tel 028-612-6910
・栃木保険福祉部健康増進課 Tel 028-623-3094

◆健康経営優良法人認定制度

☎ 経済産業省健康経営優良法人認定事務局
株式会社日経リサーチ（委託先）Tel 03-5296-5172

医療費助成制度変更

自己負担が0円になりました

医療費助成制度が、変更になりました。市では妊産婦医療、こども医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者（児）医療について、医療機関の窓口で支払った保険診療の自己負担分を全額助成しています。対象の方はぜひ申請してください。

変更前

ひとり親家庭医療と重度心身障害者（児）医療については、**自己負担分を500円とし、申請額から500円を差し引いた額を助成**

令和3年
4月の
受診分から

変更後

自己負担分を市が全額助成

→ 500円以下の受診分も申請可能に
※妊産婦医療、こども医療についても従来通り自己負担分を全額助成

助成詳細

受給資格証を受け取ることで、助成申請が可能になります。保険証を持参の上、下記窓口で申請してください。

- 妊産婦医療・こども医療・ひとり親家庭医療 → **こども家庭課**
- 重度心身障害者（児）医療 → **社会福祉課**

	対象者	助成申請方法
妊産婦医療	真岡市在住の妊婦 ※妊娠届を提出した月の初日（または転入日）から出産した月の翌月末まで	妊産婦医療費助成申請書に保険点数等が分かる領収書を添付し、こども家庭課または二宮支所へ提出
こども医療	真岡市在住の中学3年生（15歳に達する日以降最初の3月31日）までの子ども	●県内受診：保険証と受給資格証を提示で窓口での支払いが不要 ●県外受診：こども医療費助成申請書に保険点数等が分かる領収書を添付し、こども家庭課または二宮支所へ提出
ひとり親家庭医療	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもを養育している真岡市在住のひとり親家庭の親と子 ※所得制限あり。詳細は下記窓口へ問い合わせください	ひとり親家庭医療費助成申請書に保険点数等が分かる領収書を添付し、こども家庭課または二宮支所へ提出
重度心身障害者（児）医療	下記のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳の1級または2級の方 ●療育手帳のA1・A2・A判定の方 ●身体障害者手帳の3級または4級程度の方で、知能指数が50以下と判定された方	重度心身障害者医療費助成申請書に保険点数等が分かる領収書を添付し、社会福祉課または二宮支所へ提出

各助成金の請求は、診療日の属する月の翌月初日から1年以内（診療月の翌年の同月末日まで）に申請してください。

☎ 妊産婦医療・こども医療・ひとり親家庭医療について… こども家庭課子育て支援係 Tel 83-8131
重度心身障害者（児）医療について… 社会福祉課障がい福祉係 Tel 83-8129